

魚沼地区障害福祉組合事務組織条例

平成26年12月25日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、内部組織の設置及びその事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織の設置)

第2条 管理者の事務を分掌させるため、次の課を置く。

庶務課

魚沼学園指導課

魚沼更生園支援課

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。